

見守りキーホルダー登録事業

認知症等の症状により、行方不明となるおそれのある高齢者等に対し、見守りキーホルダーを配布し、高齢者が行方不明となった際に、早期発見、早期保護できるようにしておきます。

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ●事前に身元特定できる情報や顔写真、緊急連絡先等を登録していただきます。 ●登録した情報は警察や、担当地区の地域包括支援センター等の関係機関へ情報提供します。 ●行方不明になった場合、発見者がキーホルダーの連絡先（市役所または警察署）に登録番号を伝えることで、事前に登録している情報を確認し対象者の身元特定が可能となります。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●前橋市に住民登録している方で、以下のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上で、行方不明になるおそれがある ・40歳以上65歳未満で、認知症、高次脳機能障害及びその他の認知機能低下をきたす疾患により、行方不明になるおそれがある <p>*市外に転出したとき、死亡したとき、行方不明のおそれがなくなったとき、特別養護老人ホームに入所したときは登録の取り消しになりますので、届け出と見守りキーホルダーの返還をお願いします。</p>
利用負担	<ul style="list-style-type: none"> ●無料
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> ●市長寿包括ケア課（市役所2階35番窓口）へ申請をしてください。 ※申請ができる方は、登録者本人、登録者の親族、同居人、後見人または保佐人 ・所定の申請書とL版写真1枚をつけて、申請してください。（申請書は市窓口で配布、または市ホームページに掲載しています。） ・申請書類の提出は、窓口でキーホルダーをお渡しする都合上、申請者、申請書の緊急連絡先に記載されている方、担当ケアマネジャーの方とさせていただきます。書類に不備がないか確認していただき、窓口へお越しください。 <p>*登録内容に変更があった場合には、変更申請が必要となります。</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●キーホルダーは、登録者一人に1個のお渡しとなります。紛失した場合、新しいキーホルダーをお渡しすることはできませんので、ご注意ください。 ●キーホルダーは、登録者ご本人がご利用ください。

●表面に登録者の登録番号、裏面に連絡先（市役所・管轄警察署）が印刷してあります



＜お問い合わせ＞ 前橋市 長寿包括ケア課 地域支援係
（市役所2階35番窓口）
電話：027-898-6275